

○旭川工業高等専門学校産学連携研究員実施要項

(平成13.12.11 達第7号)

改正 平成16.6.8 達第34号 平成19.3.13 達第34号

平成23.11.14 達第5号

旭川工業高等専門学校産学連携研究員実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）で雇用する産学連携研究員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 産学連携研究員 旭川工業高等専門学校受託研究取扱規程（昭和47年達第14号。以下「受託研究取扱規程」という。）に規定する受託研究及び旭川工業高等専門学校共同研究取扱規程（昭和63年達第2号。以下「共同研究取扱規程」という。）に規定する共同研究（以下「共同研究等」という。）の能率の向上を図るため雇用する研究員をいう。

(2) 研究代表者 本校における共同研究等の研究組織を代表し、当該研究計画の取りまとめを行うとともに、研究の推進に関して責任を持つ本校の教職員をいう。

(職務)

第3条 産学連携研究員は、本校と企業との契約に基づく共同研究等の実施に当たり、当該研究代表者の命を受け、共同研究等に参加し、研究を行うものとする。

(資格)

第4条 産学連携研究員となることができる者は、他の職に就いていない者で当該共同研究等の遂行に必要な研究能力を有していると校長が認めたものとする。

(選考)

第5条 産学連携研究員の選考は、研究代表者の属する学科及び科の長の同意を得た上で、研究代表者の推薦に基づき、校長が行う。

(雇用)

第6条 産学連携研究員の雇用は、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則（平成16年規則第11号。以下「非常勤教職員就業規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用教職員就業規則（平成22年規則第102号。以下「有期雇用教職員就業規則」という。）の定めるところによる。

2 共同研究等が年度を超えて継続する場合は、当該共同研究等が継続する期間を限度として、再度、雇用することができる。

(給与及び退職手当)

第7条 産学連携研究員の給与は、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員給与規則（平成16年規則第13号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用教職員給与規則（平成22年規則第104号）の定めるところにより、産学連携研究員の退職手当は、非常勤教職員就業規則及び有期雇用教職員就業規則の定めるところによる。

2 前項の給与及び退職手当は、共同研究等の研究費（企業等からの受入資金に限る。）をもって充てる。

(特許等の取扱い)

第8条 産学連携研究員が、共同研究等に従事した期間に行った発明に係る特許権等の取

扱いについては、受託研究取扱規程及び共同研究取扱規程の定めるところによる。

(研究成果の公表)

第9条 産学連携研究員が、共同研究等に従事した期間に得た研究成果を公表する場合は、当該研究代表者の同意を得なければならない。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、産学連携研究員に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則 (平成13.12.11 達第7号)

この要項は、平成13年12月11日から実施する。

附 則 (平成16.6.8 達第34号)

この要項は、平成16年6月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成19.3.13 達第34号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23.11.14 達第5号)

この要項は、平成23年11月14日から施行する。